

「地域の宝」PRポータルサイト等制作業務に関する説明書

平成28年6月

1 委託業務の名称

「地域の宝」PRポータルサイト等制作業務

2 目的

平成26年度に各地域委員会で選定された「地域の宝」について、本市では、合併10年以降の地域振興の柱として、「地域の宝磨き上げ事業」にて、地域住民主体の取り組みによってこれらの宝を磨き上げていく施策を展開している。

一方で、「地域の宝」は、市内はじめ県内において、広く認知されているとは言えず、地域振興の起爆剤とは成りえていないのが実情である。

このたび、本事業において、これら「地域の宝」を広くPRするとともに、従来、情報の受信者であったユーザー自らも情報発信できる新たな施策を展開する。

本事業を通して「地域の宝」の認知度をあげることで、地域住民の「誇り」と「自信」を醸成し、地域振興を推進するとともに、多世代からの来訪者増加に結びつけ、交流人口の拡大を図ることを目的として実施するもの。

3 業務の概要

「地域の宝」PRポータルサイト等制作業務

(1) ポータルサイトの制作

別途実施するフォトコンテストに投稿された、「地域の宝」に係る写真データを紹介するとともに、閲覧者が実際に地域に行ってみたいと思わせるような魅力あふれるサイトを制作する。

ア 規格	閲覧者にとって見やすく、分かりやすい内容、構成 スマートフォンからの閲覧にも対応
イ コンテンツ	フォトコンテストに投稿された「地域の宝」に係る写真データの紹介を基本とし、必要に応じ追加する
ウ 機能	閲覧者の分析機能
エ 更新	市担当からの依頼により、受託者が作業を実施 更新作業は基本的には月2回程度を見込んでいるが、開設初期（概ね3ヶ月程度）は、必要に応じて随時実施する
オ 運用	サーバーは受託者で用意し、基本的な管理を実施 詳細は別紙「システム運用要件」参照
カ 納期	平成28年8月上旬

(2) スマホを活用したフォトコンテスト運営業務

多世代の者が幅広く、かつ気軽に参加できるフォトコンテストを開催するための開催方

式の選定（スマホからの写真データの送付による参加を想定している。よって、投稿写真データの収集のプラットフォームとして、拡散、使いやすさ、ユーザー数の観点からツイッター、インスタグラム、facebook 等の選定が必要となる）、プラットフォーム制作、及びメンテナンス。

- ア 規 格 閲覧者にとって見やすく、分かりやすい内容、構成
スマートフォンからの閲覧にも対応
- イ 機 能 閲覧者の分析機能
- ウ 更 新 市担当からの依頼により、受託者が作業を実施
更新作業は基本的には月 2 回程度を見込んでいるが、開設初期（概ね 3 ヶ月程度）は、必要に応じて随時実施する
- エ 運 用 サーバーは受託者で用意し、基本的な管理を実施
詳細は別紙「システム運用要件」参照
- オ 納 期 平成 28 年 8 月上旬

(3) PRチラシの制作

ポータルサイト及びフォトコンテストの周知を図るため、サイトへの誘導を目的とした、PRチラシを制作する。

- ア 規 格 サイズ、様式は指定しない。PC またはスマートフォン等からも簡単に閲覧できるような工夫をする
- イ 部 数 10,000 部
- ウ 用 途 イベント等での配布、関係機関窓口への設置など
- エ 納 期 平成 28 年 9 月上旬

※著作権の帰属

本委託事業の受託者は、本委託事業により作成されたホームページ等の成果物の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）を長岡市に無償譲渡するものとする。

4 対象事業者等

- (1) 長岡市内に本社又は支店機能が所在する事業者であること。
- (2) 過去 2 年間に、自社でホームページの制作実績があり、受託業務を効果的に企画、実施できる社内体制が整備されていること。（ポータルサイト制作以外の業務については、長岡市と協議のうえ、必要に応じ一部を外部委託することを認める。）
- (3) 障害者の雇用状況について、公共職業安定所へ報告義務のある企業は、直近の障害者の雇用率が、法定雇用率を超えていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) その役員に次のア又はイのいずれかに該当するものがないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日か

- ら2年を経過しない者
- (6) この公告の日以降に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) この公告の日以降に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

5 委託契約期間

平成28年度 平成28年7月下旬（予定）から平成29年3月31日まで

6 委託費

- 1,200,000円（税込）以内とする。
（示した委託料の額は予算額であり、予定価格ではない。）

7 事業者選考

簡易評価型プロポーザル方式により選考。

8 提案書の作成

(1) 提案書作成上の基本的事項

説明書等を熟読の上、その内容を踏まえた提案書を作成すること。

本プロポーザルは「「地域の宝」PRポータルサイト等制作業務」における取組方法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容、成果品の一部を作成及び提出するものではない。

具体的な作業は、契約後に提案書に記載された内容を反映しつつ当市と協議しながら行う。

(2) 提案書の項目

審査の対象となる下記事項について、資料を作成すること。

ア 会社概要（様式任意）

- ・社名
- ・本社及び市内の支社、支店、営業所等の所在地
- ・資本金
- ・従業員数（本社及び支社、支店、営業所別）
- ・業務内容

イ 過去2年間における主なホームページ制作実績（様式任意）

ウ 今年度の障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所へ報告義務のある企業のみ）

エ 本業務の担当予定者の氏名（様式任意）

担当予定者が複数である場合は、主担当者を明示すること。

オ 本業務への取組体制（様式任意）

本業務への対応予定体制、本市からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制。

カ 提案内容（様式任意）

提案は説明書の記載内容に従って明瞭に作成すること。なお、提案に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・本市で選定した「地域の宝」の現状における認知度、活用方法等について、貴社の現時点における認識や考え方を記載すること。
- ・本事業のメインターゲットとなる若年層（20代、30代、結婚・子育て世代）のニーズを意識した企画提案であること。
- ・提案書は、完成品をイメージできる内容とするが、使用する写真等は既存のパンフレットやホームページ等から流用したものを使用して差し支えないこと。
- ・ポータルサイト制作以外の業務を外部へ再委託する場合は、再委託する業務と再委託先（会社名、所在地、代表者名）を記載し、再委託の理由も明記すること。

キ 会社のアピールポイント

ク 費用見積り

事業費見積額の算出根拠として、各業務別に具体的な内容と経費（千円単位）で記載すること。また、ポータルサイトの制作については、次年度以降のランニングコストも記載すること。

ケ 業務スケジュール

契約後の業務実施スケジュール

(3) 提案書の書式

- ・A4判横書きとし、8(2)ウ、エを除き片面10枚以内に簡潔にまとめること。
用紙の使用は、縦・横は問わない。
- ・表紙の記述項目は、件名、日付、会社名、担当者名、住所、電話番号、ファクス番号、eメールアドレスとする。

9 書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1) プロポーザル参加表明書

ア 提出方法 持参、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）、ファクス及び電子メールとする。

ただし、ファクス及び電子メールの場合は、着信を確認すること。

イ 提出先 長岡市地域振興戦略部

住 所 〒940-0062

長岡市大手通2-6

フェニックス大手イースト 長岡市役所大手通庁舎7階

電 話 0258-39-2260

FAX 0258-39-2254

e-mail gnagaoka@city.nagaoka.lg.jp

ウ 提出期限 平成28年6月29日（水曜日）午後5時

(2) 提案書

ア 提出方法 5部を持参又は郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着。）

イ 体裁 片面印刷とし、左上1ヵ所をホチキス止めすること。

ウ 提出先 長岡市地域振興戦略部（参加表明書提出先に同じ）

エ 提出期限 平成28年7月12日（火曜日）午後5時

オ ヒアリング 期日：平成28年7月13日（水曜日）

会場：長岡市役所大手通庁舎 7階 コラボレーションルーム

ヒアリングの参加者は2名までとし、プレゼンターには、選考された場合に当市を担当する者を指定するものとする。

※ 上記担当者は、原則、契約を継続している間、当市を担当していただくこととする。

※ ヒアリングの時間等は、プロポーザル参加表明書の提出により参加事業者が確定後、別途通知します。ヒアリングの順は、参加事業者名称の五十音順とする。

※ ヒアリングは提案書の他、PC（スクリーン）を使用した説明も認める。

10 本説明書の内容に関する質問の受付及び回答

(1) 質問は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（第3号様式）により行うものとし、ファクスまたは電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。**電話による質問は一切受け付けない。**

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファクス番号、電子メールアドレスを併記すること。

ア 質問の受付及び回答課 長岡市地域振興戦略部

イ 質問の受付期間 参加表明書を提出した日から

平成28年7月4日（月曜日）午後3時まで

(2) 回答書の内容は、寄せられた全ての質問とそれに対する回答とし、平成28年7月6日（水曜日）までに参加表明書を提出した者全員に回答します。

11 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者かつヒアリングの参加者で、次の各要件に該当する者の中から、提案書やヒアリングの内容、見積金額により総合的に選考し、最優秀者及び次点者を決定する。

(1) 提案書の記述が、要求要件を満たしていること。

(2) 見積金額が、予算額以内であること。

(3) プレゼンテーションが、規定時間内で完了していること。

12 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知する。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内にその理由の説明を
書面で求めることができる。

13 その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出いただいた提案書は、返却しない。
- (3) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとする。
- (4) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めない。
- (5) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。

担 当：長岡市 地域振興戦略部地域振興班
住 所：〒940-0062
新潟県長岡市大手通2-6
フェニックス大手イースト長岡市役所大手通庁舎7階
電 話：0258-39-2260
FAX：0258-39-2254
e-mail：gnagaoka@city.nagaoka.lg.jp

システム運用要件

1 システム運用要件

(1) サーバ設定

- ア 利用者がストレスなくスムーズに利用可能な回線等を準備すること。
(想定アクセス数：5千件/月)
- イ 市のホームページからスムーズにリンクするアドレス等を設定すること。

(2) 運用環境およびデータセンター仕様

- ア 24時間連続運用を行うこと。
- イ 全ての機器等の管理は受託者の責において行い、責任の所在が不明確とならないよう、運用管理体制を構築すること。
- ウ 機器は全て二重化し、システムのメンテナンスや設定変更、データの差し替え等で機器の停止や再起動時であっても、常時いずれかの機器からサービスを提供することにより、全体のサービス自体が停止しない体制とすること。
- エ 提供する情報の正確性を期すために、第三者による不法アクセスや情報改ざん等を防止するため、必要となるセキュリティ対策に充分対応すること。
- オ 使用するデータセンターは日本国内に有し、ISMS (ISO/IEC 27001) 認証の取得設備であることを必須とし、地震、水害、落雷及び不正アクセス等に対し、十分な対策が講じられていること。

(3) アクセスログ報告

- ア 本システムに対するアクセス状況を集計、整理し、アクセスログ報告書として、毎月1回報告するものとする。
- イ 本業務終了時においては、1年間のアクセス状況をとりまとめて、年間のアクセスログ報告書を作成するものとする。
- ウ アクセスログに関する項目は、長岡市と協議の上、決定するものとする。

2 データ運用要件

(1) データバックアップ

- ア 本システムに搭載されるデータについては、定期的にバックアップを行うこととし、バックアップメディアを管理すること。
- イ データのバックアップは、月次にて行うものとし、それぞれ、2世代まで保管しておくこと。
- ウ 運用期間中、毎年1回、搭載されている全てのデータを記録媒体に保存し、甲に納品するものとする。